

計算書類に対する注記（敬寿会法人本部拠点区分）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等
 - 償却原価法（定額法）
 - ・満期保有目的の債券等以外の有価証券
 - 時価のあるもの－期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算定）
 - 時価のないもの－総平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、権利、ソフトウェア－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産－自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産－リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法（ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理）
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－公益社団法人山形県社会福祉振興会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額及び長期勤続功労金規程に基づく期末要支給額を計上
 - ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する法人の負担する賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費の額に相当する金額を計上
 - ・徴収不能引当金－会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額及びそれ以外の債権の総額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を計上

2. 採用する退職給付制度

当拠点区分で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 退職手当規程に定める職員について、公益社団法人山形県社会福祉振興会及びベネフィット・ワン企業年金基金の実施する退職共済制度に加入している。
- (2) 勤続期間が一定以上であった正職員及び正職員と同様に勤務する契約職員について、長期勤続功労金規程に定めた額を給付している。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 敬寿会法人本部拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 敬寿会法人本部拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉑））は省略している。
- (3) 敬寿会法人本部拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉒））は省略している。
- (4) サービス区分の内容
 - ① 法人本部

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000			1,000,000
合計	1,000,000			1,000,000

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

計算書類に対する注記（敬寿会法人本部拠点区分）

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし	円
計	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし	円
計	円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（その他の固定資産）	8,641,500	4,198,234	4,443,266
器具及び備品	3,259,359	2,815,981	443,378
有形リース資産	1,697,460	1,273,095	424,365
合計	13,598,319	8,287,310	5,311,009

8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし			
合計			

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

10. 重要な後発事象

該当なし

計算書類に対する注記（敬寿会法人本部拠点区分）

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 長期勤続功労金制度の採用により生じる影響額を適用時差異として、適用後5年にわたり定額法により費用処理する。なお、今年度で償却年数が終了となり未償却の残高は生じていない。
- (2) ベネフィット・ワン企業年金基金
2019年4月1日より、複数事業主制度の確定給付年金であるベネフィット・ワン企業年金基金に加入しているが、当法人の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金基金への要拠出額のうち事業主負担額を退職給付費用（ベネフィット）として処理している。
- (3) リース取引に関する注記
- ①リース資産の内容
- (ア) 有形リース資産・・・財務会計システムサーバー機器、電話設備一式等である。
(イ) 無形リース資産・・・介護システムサーバー等である。
- ②リース資産の減価償却の方法
1. 重要な会計方針（2）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。
- (4) 前払費用の内訳
前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
①支払資金の範囲に含まれる前払費用	1,146円	5,955円
②1年基準により長期前払費用より振り替えられた額	1,324円	1,324円
③貸借対照表計上額	2,470円	7,279円